

文教警察企業常任委員会資料 (補正)

令和5年3月3日

教育委員会

1. 表紙・目次	1-2
2. 予算議案（教育委員会総括、各課個別）	3-5
議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	
議案第57号 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第58号 令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）	
3. 特別議案	6-8
議案第62号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例	
議案第78号 工事請負契約の変更について	
4. その他報告事項	9
宮崎県総合運動公園プールの用途廃止について	

2 予算議案

【議案第43号、第57号、第58号】 令和4年度2月補正予算案について（総括）

教育委員会総括

【単位：千円】

会計	所 属	補正額	補正前の額	補正後の額
一 般 会 計	教 育 政 策 課	1,893	3,145,055	3,146,948
	財 務 福 利 課	▲ 299,438	5,375,128	5,075,690
	高 校 教 育 課	▲ 588,731	3,670,952	3,082,221
	義 務 教 育 課	▲ 18,409	153,666	135,257
	特 別 支 援 教 育 課	▲ 39,420	443,228	403,808
	教 職 員 課	▲ 2,167,464	92,946,158	90,778,694
	生 涯 学 習 課	▲ 53,283	707,883	654,600
	ス ポ ー ツ 振 興 課	▲ 179,294	2,800,373	2,621,079
	文 化 財 課	▲ 33,818	498,698	464,880
	人 権 同 和 教 育 課	▲ 4,825	113,153	108,328
		合 計	▲ 3,382,789	109,854,294
特 別 会 計	財 務 福 利 課 (県 立 学 校 実 習 事 業)	927	238,010	238,937
	財 務 福 利 課 (育 英 資 金)	241,275	3,588,750	3,830,025
	合 計	242,202	3,826,760	4,068,962
	総 計	▲ 3,140,587	113,681,054	110,540,467

2 予算議案

【議案第43号】

令和4年度2月補正予算案について（債務負担行為の変更）

スポーツ振興課

（3）債務負担行為補正（変更）

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(スポーツ振興課) 練習環境整備事業 (陸上競技場、第三競技場改修工事)		千円		千円
	令和4年度から 令和5年度まで	244,114	令和4年度から 令和5年度まで	343,891

2 予算議案

【議案第43号】 令和4年度2月補正予算案について（繰越明許費の追加・変更）

財務福利課、義務教育課ほか

(1) 繰越明許費（追加）

(単位：千円)

課名	款	項	事業名	金額
財務福利課	教育費	教育総務費	臨時営繕事業	59,734
	教育費	教育総務費	県立学校老朽化対策事業	277,426
	教育費	保健体育費	県立学校運動場整備事業	20,371
	災害復旧費	文教施設災害復旧費	文教施設災害復旧事業	156,847
義務教育課	教育費	教育総務費	スクールバス安全装置導入支援事業	6,660
特別支援教育課	教育費	教育総務費	スクールバス安全装置導入支援事業	3,780
スポーツ振興課	教育費	保健体育費	競技用具等整備事業	2,475
文化財課	教育費	社会教育費	文化財保存整備補助事業	3,561
計 8事業				530,854

(2) 繰越明許費（変更）

(単位：千円)

課名	款	項	事業名	金額	
				補正前	補正後
スポーツ振興課	教育費	保健体育費	練習環境整備事業	455,000	964,891
計 1事業				455,000	964,891

増額 509,891千円

【議案第62号】

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

スポーツ振興課

1 改正の理由

延岡市で整備を進めている新宮崎県体育館について、建設工事の遅れに伴いサブアリーナの供用開始時期を変更する必要が生じたため、施行期日の改正を行うもの。

2 改正の内容

それぞれの条例の施行期日を次のように改める。

(1) 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の一部改正【第1条】

〈改正前〉この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔略〕

〈改正後〉この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔略〕

(2) 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】

〈改正前〉この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔略〕

〈改正後〉この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔略〕



それぞれの条例は、令和4年6月県議会定例会で議決後、令和4年7月5日に公布

〈改正前の施行期日〉 令和5年7月4日までの規則で定める日

〈改正後の施行期日〉 令和6年7月4日までの規則で定める日

3 施行期日

公布の日

3 特別議案

【議案第78号】 工事請負契約の変更について

高校教育課

1 事業概要

- (1) 事業名 宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業
- (2) 整備内容 建造から16年が経過し経年劣化が進んでいる宮崎海洋高等学校実習船の代船として、国際条約基準に準拠するための脱硝装置を搭載した実習船の建造を進める。

2 工事請負契約の概要

- (1) 契約の金額 2,359,500,000円
変更契約の金額 2,399,253,000円(39,753,000円増)
- (2) 契約の相手方 長崎県佐世保市干尽町6-3
前畑造船株式会社
- (3) 工期 令和3年6月30日から令和5年3月24日まで

3 変更理由

宮崎県立宮崎海洋高等学校実習船の建造に係る資材高騰の影響等による費用の増加

3 特別議案

【議案第78号】 工事請負契約の変更について

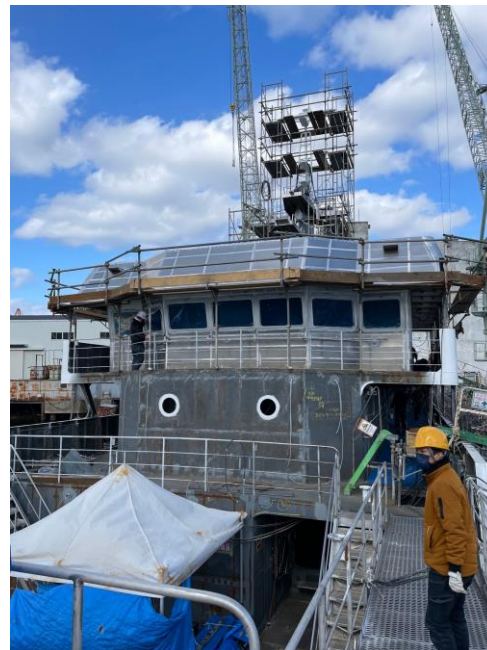
高校教育課

4 今後の予定

- (1) 令和5年3月下旬に佐世保を出港し、宮崎港に回航
- (2) 令和5年4月15日(土)、竣工式を開催予定



11/26 進水式



建造中の様子（ブリッジ周辺）



建造中の様子（外観）

4 その他報告事項

宮崎県総合運動公園プールの用途廃止について

スポーツ振興課

1 宮崎県総合運動公園プール（以下「現プール」という。）の概要

区 分	完成時期	利用期間	年間利用者数（人）
50mプール	昭和49年1月	5～10月	H30 38,355
25mプール	昭和49年1月	5～10月	R元 36,230
幼児プール	昭和49年1月	7～8月	R2 13,052
室内プール	昭和54年3月	通年	R3 27,490
飛び込みプール	昭和54年3月	—	—

2 現状等

- (1) 県は、令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、新たに宮崎市に屋内型の県プール（以下「新プール」という。）の整備を進めている。
- (2) 現プールは、昭和49年の建設から約50年が経過し老朽化が進んでおり、また、屋外プールには屋根がないなど、将来にわたり継続して使用するためには大規模な修繕・改修が必要である。
- (3) 現プールの維持管理には年間2,000万円程度の費用を要しており、新プール完成後に2つのプールを維持するには、相当のコスト負担が想定される。

3 今後の方針

- (1) 新プールの供用開始に合わせ、令和7年3月末を目途に、現プールの用途廃止を行う。
- (2) 大会等を含め、プール機能は全て新プールに移行する。
- (3) これまで現プールが担ってきた機能や役割が円滑に新プールに引き継がれるよう取り組むとともに、競技団体や県民に対し、丁寧に廃止時期等の周知を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月 新プールの完成
令和7年3月31日 現プールの用途廃止
令和7年4月1日 新プールの供用開始